

事例3 研究対象薬剤等の製造販売企業からの奨学寄附金の存在

臨床研究の概要

- ・ タイトル：市販後の医薬品の効果・安全性を評価する臨床研究
- ・ 研究の種別：観察研究
- ・ 研究費：公的研究費

COI自己申告の内容

- 自己申告者：研究責任医師
- 自己申告事項
 1. XはYから奨学寄附金（250万円）を受け入れている。

マネジメントの視点

- 当該臨床研究の実施について、研究責任医師に対象薬剤を製造販売する企業からの奨学寄附金の使用の有無
- 奨学寄附金の存在と当該臨床研究の公正性の維持

マネジメント例

(コメント①) 本決定に関わる自己申告後に新たに利益相反自己申告が必要な事項が発生した場合あるいは利益相反事項に変更が生じた場合には、利益相反マネジメント委員会に対して再度自己申告を行ってください。

(コメント②) 研究計画書に利益相反について正確に記載し、説明文書に明記するとともに、学術雑誌・学会等において研究成果を発表する際には、出版社・学会等の規定に従い、利益相反状況を開示してください。

(コメント③) 本研究の公正性について担保するための措置を構じた上で、その内容について、利益相反マネジメント委員会へ報告してください。（具体的には、研究責任者・研究代表者・研究分担者の変更等）

(コメントA) 奨学寄附金・寄附講座（給与有）の存在は、特に研究へのバイアス発生を指摘されやすいので、利益相反の開示と公表を徹底するとともに、研究の公正性に努めてください。

ワンポイント

- 本研究が介入研究だった場合の対応
臨床研究法により、企業から臨床研究に対する奨学寄附金の提供は禁止されています。本臨床研究に奨学寄附金を使用しない場合であっても、奨学寄附金の存在により研究の公正性への懸念が生じる可能性があるため、奨学寄附金としての受け入れは避け、契約締結を依頼することが望ましいと考えられます。

当該研究の実施に 関係する企業との関係	当該研究と関係のある 企業との利害関係	産学連携 活動	個人の 経済的 利益
研究費の受領			
物品の無償受領(譲受・貸与)			
役務の無償受領 (研究の一部を企業に委託)			
企業の身分を持っている者が 研究に参加			
企業などが製造販売する薬剤・機器 が研究対象である	●	●	
その他			

